

藤影一久水もいずれさん

生活保護認めない国こぼれる支援

大学生の若者が、体調を崩して貧困になっても、退学や休学をしない限り生活保護は利用できない。こうした国の方針は、5年に1度の制度見直しでも変わらなかつた。週7日バイト、メンタルの痲痺……。ある女性が実体験を語った。

「1円でも多く稼いで、1円でも多く貯金しなきゃ」だって、もう母親に頼らずに生きていくしかないんだよ」

新型コロナウイルスが猛威をふるい始めた2020年春、19歳だった女性は大学に入った。同時に京都の母親の元を離れた。家賃も生活費も、自分の手で稼がなきゃいけない。一人暮らしにかかるお金は何もかも、

20歳に満たない若さでスタートした人生の一人旅。「夢のキャンパスライフ」は過ぎかかっていく。

女性は大学が終わり、塾がキヤバクラに真つすへ向かった。多い時には三つのバイトをこけ持ちし、週7日働いた。友だち付き合いを犠牲にした。通学するのはドラッグストア

「差別的扱い 法は禁止」

厚生労働省は今後も退学か休学をしなければ、大学生の生活保護利用を認めない。一般世帯でも高校卒業後に就職する人や自分で学費を稼ぎながら大学に通う人もいて、大学進学を「国民に保障される最低限の生活水準とはいえない」という。

立命館大学の櫻井啓太准教授(社会福祉学)は国の対応を疑問視する。「日本の社会保障制度で特に手薄なのが、若者の生活保障。給付型奨学金だけでは対応しきれず、福祉制度の支援が必要な場合もある。生活保護法の2条は、特定の理由や属性で困窮者を差別的に扱うことは禁じている。法律の条件を満たす限り、無差別平等に保護すべきだ」

の貯田の水。「小さな要諦」を繰り返して生活費も切り詰めた。

女性は母子家庭に育った。母親は生活保護を受けていて仕送りは盛めない。親の援助がない状況で、芸術を学べる大学を選んだ。「ずっと、芸術がそばにあった」。絵は3歳から描き続けた。父親が母親に暴力を振るう時、別の部屋に一人いた。現実逃避の時間と空間でクレヨンや鉛筆を握った。つらさ、寂しさ。負のエネルギーが創作の原動力になった。ツイッターでも「鬱」という名前で発信してきた。

1年生の夏を迎える頃。経済的に苦しい家庭に育った女性の口歴には、国の給付型奨学金が支給されなかった。

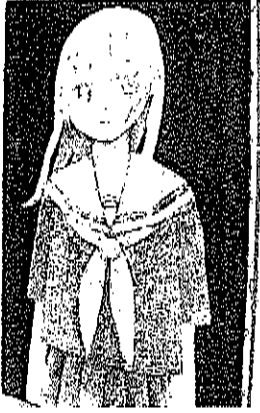
ところが、あるはずのお金がない。贈証番号を知っていたのは、口座をういある手続きをした母親だけ。でも、母親は「私じゃなく」と否定し続けた。バイト代も合計200万円のうちが口座から消えた。

食費を削るのに炭水化物を抜き続け、倒れた。病院で血液検査をして「栄養失調」といじやない。足りないものが多すぎると医師から言われた。

体調は限界だった。同級生に「夏休み、実家帰る？」と聞かれる。「帰る場所はないんだよね」と心の中で思った。

大学2年生になった21年。150kgもある体は、36kgしかなくなっていた。低体温で生理がとまったのを「ナフキン代が浮いて風か

頼れない 困窮学生は倒れた



個展で披露した作品。「何もかも上手(うま)くいかない」といった言葉とともに展示した

「1円でも稼がなきゃ」バイト週7日、食費削り続け体重36キロ

「ナフキン代が浮いて風か」

った」と考えた。心身の不調で働けなくなった。大学は休学した。

実家の援助がある環境なら、進んだのかも知れない。子どもは生まれる家は選べない。大学生を生活苦から守る仕組みは弱い。

低年金のお年寄り、仕事を失った親世代なら条件を満たせば生活保護が使える。ところが、国のルールは原則、夜間をのぞいて生活保護を受けながら大学や短大、専門学校に通うことを認めていない。1993年に出された旧厚生省の通知が根拠となっている。

国の通知により、基本的に生活保護の利用を認めていないのは、理由は異なるものの、反社会的勢力とつながる暴力団と同様だ。

「社会が間違っているとか、誰が悪いとか、言いたいわけはない」と

「自分も苦労した。だからお前も苦労してやるはなへ、次の世代に同じ思いをしてほしくないよ」(父藤影一)